

明るい選挙啓発標語作品募集要項

1 趣旨

私たちの生活を豊かで幸せなものとするためには、立派な政治が行われなくてはなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。そこで、選挙が明るく正しく行われるように、児童、生徒の皆さんから啓発標語を募集し、明るい選挙の一層の推進に活用してまいります。

2 応募規定

(1) 内容

- ①明るくきれいな選挙の推進を表すもの
- ②棄権防止の呼びかけを表すもの

(2) 応募資格

川口市内の公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校に通う児童・生徒

(3) 応募作品数

1人1作品

(4) 応募締切日と提出先

学校を通じ、9月6日（金曜日）までに川口市選挙管理委員会事務局（市役所第一本庁舎5階）に提出してください。

(5) 字数

概ね20字以内

(6) 注意事項

- ①提出作品数は、**1人1作品（1校につき20作品以内）**とします。
- ②応募作品は別紙様式を利用し、作品のほか、「学校名」、「学年」、「氏名（ふりがな）」を学年順で記載してください。
- ③作品提出の前に、まず別紙の**応募者名簿（必要事項を記入）**または、HP（令和6年度啓発作品コンクール概要）の**応募者名簿（Excel に入力）**をロゴフォームからご提出してください。

<https://logoform.jp/f/eaH48>



- ④応募作品は、原則として返却しません。優秀作品の著作権は主催者に属し、作品は選挙啓発物資などに活用させていただくほか、川口市選挙管理委員会のホームページに掲載し、作成者の学校名、学年、氏名を公表させていただく場合があります。

3 審査方法

教育局指導課に依頼します。

4 表彰

令和6年12月中旬頃、入賞者には賞状と賞品を、応募者には参加賞を贈呈します。

5 展示会

令和7年2月中旬頃

6 主催

川口市選挙管理委員会・川口市明るい選挙推進協議会

「明るい選挙」って何？

私たちは、安全なまちで、気持ち良くくらしたいと考えています。

私たちの住むまちをよりよくするためには、私たちの意見をまちづくりに反映させてくれる代表者が必要です。その代表者を決めるのが選挙です。

誰にもじゃまされずに、自分の、自由な考えで投票する選挙のことを「明るい選挙」といいます。お金をもらったり、プレゼントを受け取ったりしてその人に投票したとしても、自分の本当の意思を伝えることにはなりません。